

第二十四回 国会

参議院 商工委員会 會議録 第十号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午後一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君  
理事 高橋 衛君

委員

西川 弥平治君  
白川 一雄君  
西田 隆男君  
深水 六郎君  
阿具根 登君  
海野 三朗君  
上條 愛一君  
藤田 進君

政府委員

通商産業 川野 芳満君  
通商産業 岩武 照彦君  
通商産業 板垣 修君  
通商産業 山本友太郎君  
通商産業 山本友太郎君  
通商産業 山本友太郎君  
通商産業 山本友太郎君  
通商産業 山本友太郎君  
通商産業 山本友太郎君

常任委員 山本友太郎君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○ 織維工業設備臨時措置法案 (内閣送付、予備審査)

○ 輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○ 委員長(三輪貞治君) たいだいまより本日の委員会を開きます。

まず織維工業設備臨時措置法案を議

第九部 商工委員会會議録第十号

昭和三十一年三月六日【参議院】

題といたします。この際、政府より本法案についての提案理由の説明を求められておりますから、これを許します。

○ 政府委員(川野芳満君) 織維工業設備臨時措置法案につきまして、その提出理由及びその概要を御説明申し上げます。

織維産業は、わが国民の生活上欠くべからざる衣料の供給を満すと同時に、輸出産業としてもまた第一位を占める重要産業であります。

近年わが織維製品の輸出数量が急増し、その価格がまた過当競争により乱調を呈する傾向があるのに対し、国際的批判がきわめて強く、ために先般ガット加入の際における欧州諸国の三十五条援用問題、米商における日本綿製品の輸入阻止運動など、まことに遺憾な現象を見るに至りました。

この御承知の通りであります。これをこのままに放置することは、今後の輸出貿易及び織維産業の発達のために著しい悪影響を及ぼす懸念があります。

もろろん、欧米におけるかような動きは、先方の誤解等に基くところも少なくありません。わが国としては、その誤解等を解くことに努力することが必要であります。

しかしそれには、わが方の産業経済界を過当に刺激しない方策をとることが肝要であると信じます。

政府は、かような見地から従来より輸出行政面において貿易体制を整備し、輸出品の価格、品質の規制を行うとともに、生産行政面においても中小

企業安定法の発動あるいは行政勧告によつて生産調整を行う等の方法を用い、もつて輸出貿易及び産業の健全な発展に努めて参りました。

しかし今や織維産業に關しては、輸出面における過当競争の根源となつてゐる過剰設備問題を解決し、産業構造の根本を改善することが焦眉の急であることを痛感されるに至りました。

ことに注意すべきは、わが織維産業が中小企業によつて構成せられる割合がきわめて大きく、特に織布等の加工部門においてはその生産者のほとんどが小規模業者であり、それらが全国に散在して、わが国中小企業の中でも生産上、雇用上重要な部門をなしてお

ります。しかも、これらの中小企業は、数年来の継続的な不況に悩んでおりました。自立不能の状態に立ち至つてゐるものが少なくありません。

従つて中小企業の根本対策としてまた、織維産業における過剰設備問題の解決が必要となつて参りました。

この過剰設備問題は、織維産業の今後の運命を決する重大案件であり、合成繊維などの育成対策との調整をはかる必要もありません。

政府は、昨年八月閣議決定をもつて織維産業総合対策審議会を設置し、このための総合対策を諮問したのであります。

同審議会は、学識経験者、業界人、労働者代表等數十名よりなる委員をもつて構成され、その後、右の諮問に対して、慎重に審議を進めて参りました結果、先づ政府に対し、織維工業設備の調整などに関する

法律の制定を必要とするとの答申を提出したのであります。

よつて政府は、この答申の趣旨に従い、さらに検討を重ねました結果、ここに成案を得ましたので、これを法案として上提することになりました。

本法案は、織維製品の生産及び輸出の正常な発展に寄与するため、織維工業設備に關する規制を行い、織維工業の合理化をはかりとするもので、全文四十九条よりなつておりますが、その骨子は次の通りであります。

まず第一に、本案には織維工業設備の登録制を実施することを規定してあります。

すなわちこの登録によつて、現有設備の実情を正確に明らかにし、各業種における設備の過不足に依りて、設備の今後の転換及び新増設を調整するに必要な資料を得たいと存するのであります。

ただし、本法によつて登録を実施する業種は、さしあたり各種紡績業及び染色加工業であり、各種紡績業については、現在中小企業安定法の命令に従つて行つてゐる設備登録によつてゆく方針で、本法の適用から除いてあります。

登録の対象となる設備は、紡績業における精紡機及び染色加工業における織物幅出機でありまして、法律に定められた織維製品の製造または加工を行おうとする者は、その使用する精紡機または織物幅出機について、業種ごとに登録を受けなければなりません。

第二に、本法施行後においても、昭和三十五年度の織維製品の需給を参酌して、設備が不足である業種があるときは、その不足の範囲内で、今後新増設される設備の新規登録を行つてゆきます。

その際には、原則として設置計画の段階で申請を受け付け、定められた数の範囲内で調整して仮登録を行い、設備の完成を待つて登録を行います。

第三に、過剰設備の処理ですが、本法による登録制を適用する業種及び中小企業安定法の命令に従つて登録を行う業種のうち、昭和三十五年度の織維製品の需給を参酌して過剰設備を処理する必要があると認められるものについては、処理すべき設備の数を定め、その業種に属する事業者に対し、廃棄、格納、転換、その他の方法によつて過剰設備を処理するための共同行為を実施すべき旨、通商産業大臣を指示することができま

す。この指示に基いて事業者が行う共同行為については独禁法の適用を除外することになってゐます。

第四に、本法の運用に當つては、織維関係の事業者のほか、関連事業者、織維関係労働者、一般消費者などに影響するところが少なくありません。

で、本法中の重要事項を審議するため学識経験者、消費者代表、業界人、労働者代表など織維工業に学識経験のある者よりなる審議会を設けて、この審議会の活用によつて本法実施の適正をはかりたいと思ひます。

以上が本法案の骨子であります。なお、本法による過剰設備の処理に關する共同行為をいたしません。ことに、設備の売却を希望する事業者のために、調整

組合連合会その他適当な民間機関において、その買上げを行ふ必要があると思われまふ。その場合、買上げに要する資金は、原則として残存設備からの分担金でまかなうものといはれますが、しかし織物業のごとく、中小企業者が大部分である業種については、業界だけでこれを負担することは困難かと考えられます。よつて政府として、その設備処理に必要な経費の一部を補助するため、昭和三十一年度の予算案に一億二千万円の補助金を計上してございませう。この補助金の運用によつて、織物業に対する本法の適用に際しては、十分な効果を上げらることを期待してございませう。

最後に、本法の実施に伴つて繊維産業の設備の近代化がおくれ、あるいは、ひいては繊維機械工業に対して好ましくならざる打撃を与えないため、繊維工業設備の入れかえ等を極力促進する考へであります。また、過剰設備の処理に伴つて労務者の失職を招くことは、避けなければならぬので、設備の処理の程度、方法等については十分慎重を期し、適正な実施をはかつて参りたい所存でございませう。

何とぞ御審議の上御協議下さらんとををお願いいたします。

○委員長(三輪貞治君) 本法案に対する質疑は次回以降の委員会において行いたいと思ひますが、異議ございませうか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと思ひます。御異議ないと思ひます。

○委員長(三輪貞治君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。本法案に關連して最近の貿易概況について政府側より御説明をお願いいたしますと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 私より最近の貿易の概況と主要な問題点につきまして御説明を申し上げたいと思ひます。

お手元に要旨をプリントにしたものがお届けしてあると存じますので、それによりまして御説明を申し上げます。

第一に一般的な概況でございますが、昭和三十年年度の輸出はアメリカ、カナダ並びに英本国その他のポンド地域への輸出が非常に増加をいたしました。本年三月末で二十億五千万ドルに

なると見込まれております。輸入も前年度より拡大をいたしました。これも大体同額の二十億四千五百万ドルということになりまして、ちょうど輸出と輸入が見合ふという想定をいたしてお

ります。一方特需の収入は前年よりやや減少いたしましたけれども、それでも五億五千五百万ドル程度には達しますと思われまふので、国際収支全体のバランスをいたしましては三億八千九

百万ドル程度の黒字、これをユーロガンスを差し引きました実質のバランスをとりましては二億四千四百万ドルの黒字になる見込みでございます。

次に、来年度、すなわち昭和三十一年度の国際収支の見通しを申し上げますと、輸出は大体二十二億ドルを見込んでおります。輸入も本年度より若干増加をいたしまして、二十二億二十

万ドルということに想定をいたしております。特需はさらに減りますので、これも大体四億五千万ドルというふう

に想定をいたしておりますので、結局三十一年度の国際収支のバランスは二億五百万ドル、今のユーロガンスを差

し引きました実質バランスが一億七千五百万ドルの黒字というふうに見込んで

おります。

こういふ工合に來年度も大体本年度に引き續きまして国際収支は黒字ということ、順調な経過をたどるものと思定をいたしておりますが、一面輸出につきましては來年度はやや警戒を要すべき徴候も現われておるのでござ

いまして、第一にはアメリカ、カナダ等におきまして輸入制限運動の熾烈化という問題がございませうし、西歐に

おきましては大体景気は本年より悪くなることにはないと思ひますが、大

体頭打ちの傾向を示しておる。従つて現在西歐におきましては景気抑制策をとつておる。従つてその結果国際輸出

競争は本年よりさらに激化すると思われまふし、また、アルゼンチン等特

定市場との間には清算勘定の運営上、貿易不均衡是正の問題が起つてお

りまして、この面から日本の輸出をばむいろいろの要因が出て参ると予想され

ますので、今後とも輸出の振興につきましては大いに努力する必要があると思ひます。同時に、輸入につきま

しても輸出を促進するために一般的輸入を促進するという問題がございませう。

それから次に、最近におきまふ諸外国との貿易上のいろいろな問題点を

簡単に申し上げますと、第一に最近行なつております通商交渉の点でござ

います。現在いろいろな國と通商交渉をやつております。第一にドイツ

でございますが、昨年の十月ドイツと交渉をいたしまして清算勘定の廃止を決定いたしました。それから本年の一月にイタ

リアとの間にも同様の交渉をいたしまして従來のオフター取引勘定を廃止いたしまして現金決済に移行いたしま

した。しかし、ドイツとの間には昨年の交渉の際に懸案として残つておりましたところの日本からのドイツに対する

輸出の待遇をどうするかという問題、それから借越分の決済についてどうい

うふうにするかという問題が残つておりますので、本年二月から再び交渉を現

在續けております。それからドイツ及びイタリヤに續きまして清算勘定を廢止するために交渉中の國といたしま

しては、タイとスエーデンがございませう。タイにつきましては十二月末から

現地において交渉をやつておられますが、清算勘定の廢止につきましては、

大体合意に達しましたが、まだ米の買付につきまして、日本側が要望いたし

ております。数量の問題、それから価格の引き下げの問題等につきまして、

いまだ妥結に至つておりませう。それからスエーデンとの間につきましては

一月下旬から交渉をやりました。スエーデンとの間では清算勘定廢止の合意が

まします。従つてヨーロッパの諸國につきましてはドイツ、イタリヤ、スエーデン、オランダというふうな國々との間には清算勘定が大体廢止の方向に向

うといふふうな考へられます。

それから次に、現在やつております交渉をいたしまして、台湾と貿易改訂

の交渉をやつております。すでに二月下旬から現地において交渉を開始いた

してあります。最近、台湾との間ではわが國が入超傾向にありますので、

台湾側の買付を促進するといふことが必要であると同時に、日本側が買つて

おります大宗である砂糖、米などの主要輸入品につきましては、従來相當割

高のものを買つておりましたので、この価格引き下げといふことを主眼点とい

たしまして現在交渉をいたしております。それからトルコとの間につきま

しては、昨年の二月に通商協定ができたのでありますが、現在トルコとの通商

社制度すなわち、現在トルコとの通商の關係は特に六社だけに限定をいたし

ておりますが、これは向うは認めない。一方、向う側では価格審査を行なつておるといふような關係上、昨

が開始されることになっておりますが、同国は、最近アメリカの援助に大幅に依存しておりますので、わが国の輸出は大幅に最近減っております。従ってペキスタンに対するわが国の輸出をいかにして確保するかという点が、今度の交渉で一番大きな問題になるように思われます。

それから日英間の協定につきましては、御承知のように、昨年十月新しい協定ができたわけでありまして、この三月、中間レビューをいたしまして、ロンドンでレビューをすることにしております。日本とスターリング地域との間の貿易は、昨年以來非常な伸びを示しております。そのために、日本としましてはスターリング地域からもう少し物資を買わなくてはならぬということになりました。昨年そういう意味の協定を結んだわけでありまして、その結果、進行状況は非常に良好でございます。現在日本のスターリング地域の物資の買付は非常に円滑に進んでおります。最近もレビューの予備交渉を東京でやりましたが、イギリス側は六体において日本側のスターリング地域の物資買付状況につきましては満足の意味を以ておるようでございます。

その次に、主要市場との貿易の動向でございますが、第一に問題でございますのは、アメリカとの関係でございます。アメリカに対しては、御承知のように、昨年は異常な輸出の伸びでございます。その一年前よりは二億二千万ドルもふえました。全体で五億一千九百万ドルという輸出になる予定でございます。今後もアメリカの景気動向は大體持続されるというのが通説

でございますし、ガットの関税交渉の結果、関税引き下げの効果も期待されますので、大體その面においては明るい期待が持たれるわけでございます。一面アメリカに対しては、綿織物陶磁器、合板、マグロ等につきまして、日本からの輸入を制限しようという運動が強く行われておりまして、これが対策として、日本側といたしましては、輸出貿易管理令あるいは輸出入取引法による輸出数量、価格等の規制というような工合に業界の自主的調整をやりまして、アメリカの制限運動を抑止しようとする努力をしております。それからも一つ、豚毛の問題といたしまして、アメリカの外国資産管理規制に基きまして、豚毛の原産地証明というものを、従来日本政府としては出して、その豚毛をアメリカに輸出しておいたわけでございますが、昨年その検査に端を発しまして、日本側の検査が不十分である、豚毛の中には中共産の豚毛が非常にたくさん入っているということで、非常に嚴重な抗議を受けておりますので、現在その取調を完了するまで、この原産地証明の発行を停止しております。従って日本の豚毛の対米輸出がとまっておるといふ問題があるのでございますが、現在この問題につきましても、輸出入取引法の活用、検査制度の適正化等によりまして、この弊害を是正することにいたしました。そのほか、この問題打開のために、外交交渉として米側とできるだけ早く解決できるように、日本側の善意がわかりましたら、早く停止措置を解除してほしいと、ただいま折衝中でございますが、まだ解決するには至っておりません。

アメリカに次ぎましてドル地域での主要な市場でありますカナダにつきましても、昨年は非常に輸出が伸びました。従来カナダと日本との関係は七対一ぐらいの状況でありましたが、昨年は四対一以下のいい比率になったと思っております。今後もカナダは日本の市場といたしまして非常に重要なところでございまして、努力を続ける必要があると思っておりますが、カナダにおきましても、アメリカと同様に、綿製品その他につきましては制限運動が起っておりますので、大體アメリカに対すると同様の輸出体制を現在とらうとして努力いたしております。

その次にアルゼンチンの問題でございますが、アルゼンチンも、昨年は鉄鋼を中心といたしまして、非常に輸出が伸びたわけでございます。清算算定の結果、日本の輸出が非常に伸びて、一方買付の方はそれほど伸びません。したために、貸越債権が非常にふえまして、これをどうするかという問題が起ったわけでありまして、従って昨年わが方から調査団を向うに派遣いたしました。羊毛、小麦等の買付促進につきまして交渉を行いました。大體これらの物資の買付が軌道に乗ったわけでございますが、小麦等につきましても、遺憾ながら船腹等の関係で、十分買付け得ないという事情が残っておりますのであります。なお、アルゼンチンには新政権になりましたから、今後できるだけ早くオーブン・アカウンツ制度をやめまして、決済制度を自由化、多角化したいという強い要望がございまして、近くその提案があることになっております。その提案を見た上で、累積債権の処理の問題とあわせまして、

今後アルゼンチンとの貿易をいかに持っていくかということを検討したいと思っております。その次に、韓国との関係はいろいろと関連した問題がありますけれども、本年の一月になって一応再開はされました。しかしながら、その後また向う側としまして、対日輸出禁止品目を定めたといいニュースも受け取りました。一方また日本側といたしまして、韓国から買入品物に適當なものがない、そういうような関係で、日韓の貿易はなかなかむづかしい問題が今後も残っております。それから、最近キューバから通商交渉をやりたい、協定を結びたいという申し出が出ております。御承知のように、日本は砂糖を非常に買わなければならないので、日本とキューバとの交渉は直接キューバから砂糖を買っております。従ってキューバからももう少し日本は砂糖を買ってほしいという要求が来ておるわけでありまして、御承知のように、キューバは日本の品物をあまり買っておりません。今度の交渉におきましても、ガットの三十五条などを援用しております。日本の繊維品につきましては関税クォータの設定ということを主張いたしまして、無条件の最惠國待遇を与えない、一方向うからもっと大量のコミットメントをしてくれということなどがあつて、向うとの交渉を開始するところまでは至っておりません。

ドネシアとの間に輸出権制度を採用いたしました。輸入に見合ふ輸出をやつていくということで、日本とインドネシア兩國間の貿易はあるべき姿よりは少し低目になっております。これを根本的にどうするかということは今後の問題であります。これはやはり賠償問題の解決とらみ合わせないと、根本的解決はむづかしいじゃないかと考えております。

中共貿易につきましては、この一兩年來非常に伸びて参りまして、三十年の暦年では、輸出が二千八百万ドル、輸入の方は八千万ドルという大きな数字になっております。前年の実績に比較いたしますと、前年は輸出において千九百万ドル、輸入は四千九百万ドルに伸びておるといふような状況になっております。こういう非常に大幅な輸入超過になっておるといふ原因は、大豆や米などを買います。その見返りの物資として適當な品目がないということでございます。向う側といたしましては、日本側が出す消費物資その他の自由品目ではなくて、日本が出し得ない禁輸品目を出してくれという要求があつて、この点が常に相談がまともまらない原因になっております。この点が輸入超過という結果になっておるわけでございます。御承知のように、戦時物資輸出統制の緩和に努めるほかございませんが、それと同時に、昨年十二月に日中輸出入組合というものができましたので、この組合を中心といたしまして、輸出入を全般的にバランスさせる、すなわち従来の個別的な、一件々々の個別的なバーターから総合的バーター、これはもちろんお

インドネシアとの貿易につきましては、御承知のように、現在一億八千万ドルの焦げつき債権が生じておりました、わが国としては、やむを得ずイン

互いに出し得る品目でなければいけませんけれども、出し得るものにつきましては、総合的なバーターを導入いたしまして、輸出と輸入とのバランスを實現したいというふうに考えております。だから東南アジアとか、中南米とか、中近東の諸国に對しましては、將來日本の輸出市場としてこれを永続的に確保することはもちろんであります。が、これらの国々に対しては、やはり貿易と並びまして海外投資、技術協力という方面を積極的に推進する必要がありますと考えております。ことにこれらの国々、集げつき債権を生じておるような諸国に對しましては、やはり賠償問題の解決と並びまして、債権をできれば向う側と交渉して投資に移すというふうなことを考えれば、一石二鳥の効果をねらうのであります。で、今後このように今後進国に對しましては、貿易と並んで投資を積極的にやっていくという方針を進めていきたいというふうに考えております。

ガットの關係につきましては、昨年の九月、御承知のように正式加入いたしましたわけでございますが、その後アメリカは互惠通商法の改正によりまして、さらに三ヶ年間に一五%の関稅率を引き下げる權限を大統領が獲得いたしました。従つてこれを機会といたしまして、本年一月からゼネバにおいて關係国が集まつて、關稅交渉をやつております。日本もこれに参加をいたしました。アメリカが主でありまして、アメリカに對しては百品目、スエーデン、セイロン等、三國と關稅交渉をやる予定になつております。現在交渉を開始しております。

その次に、輸出取引秩序の維持強化の問題でございますが、先ほど申しましたように、特にアメリカ市場におきまして、わが日本商品の輸出制限運動が、非常に熾烈に起つておりますので、これに對処するために、どうして業界の自主的取引秩序の確立ということが必要でございます。それで昨年改正を見ました輸出取引法に基きまして、現在業者の自主的体制といたしております。現在までの実施状況を見てみますと、輸出取引に関する輸出業者間の協定が三十四件になつております。生産業者間の協定が四件、それから輸出組合と生産業者との間の団体協約が四件という状況になつております。なお、この業者協定に關連する通産大臣が出しますアウトサイダー規制も昨年の十一月一日に合板について実施をされました。近くクリスマス用品であるところのガラス製光り玉、造花等につきましても、アウトサイダー規制が行われることになつております。これに關連いたしまして、法律以外におきまして、輸出業者間のアウトサイダー、取引体制の自主的整備という点は最近着々と進んでおります。と同時にその場といたしまして、輸出會議が非常に活用されているというところは喜ばしい現象でございます。今後とも輸出會議を強力に運営いたしまして、昨年やりましたように輸出実績の検討、新輸出品目の設定のみならず、具体的輸出秩序の確立につきましても、この輸出會議を今後積極的に活用して参りたいというふうに考えております。

その次に、輸入の問題でございますが、三十年度の下半期の外貨予算は、原材料、及び生活必需品の確保、スターリングその他オープン・アカウント地域からの輸入促進を旨といたしまして、従来よりも思いきりたつぷり組みまして、十二億六千四百萬ドルという予算を組んだのであります。この実施に當りましては、原則として従来の小きさみ予算をやめまして、期の当初において輸入公表、輸入発表等をやりました。早期に予算実施ができる態勢を整えましたので、非常に実施状況はよかつたわけでありまして。昨年の十二月までの割当額は、当初予算が総額十二億六千四百萬ドルのほかに達した次第であります。なお、その後日本の輸入事情がだんだん増大傾向にありまして、逐次予算の追加が行われて、この三月一日現在におきまして、本期予算の総額は十四億四千五百萬ドルになりました。従つてすでに追加総額は一億八千五百萬ドルに達して、この次第でございます。

それから割当制度の問題につきましては、御承知の輸入者割当問題というのがございます。現在われわれといたしましては、輸入取引の合理化という見地から、実質的にはあまり大きな影響は与えないようにして、しかし取引の合理化を確立したいということ、輸入者割当という方向に進んで参りたいと思つております。ただ現在棉花、羊毛、鉄鉱石、あるいは燐鉱石というようなところで二、三残つておるのがございますが、方向といたしましては、こういうものを一括いたしました。取引の合理化という意味から輸入者割当制度に統一したいと考えておりますが、これを実行することによつて、非常にかえつて弊害が出るというよう

な事情もありませんので、この点につきましては、もう少し現実の問題を検討いたしまして、慎重に処置したいというふうに考えております。それからよく伝えられております貿易の自由化という点につきましては、ただ観念的に貿易を自由化することなく、現実的に可能な限度において、現行の關稅制度の改善及び緩和をやつていくという方向へ進みたいと考えております。

先ほど申しましたように輸入方式の合理化につきましては、結局輸入量の増大、輸入発表、外割基準の改善というふうなことに努めておる次第でございます。また、將來できるものにつつきましては、AA制度というふうなこともやりたいと思つておりますが、これがやはり産業の安定とかそういう方面に不利の障害があるというふうな場合におきましては、その点は一ツ現実的に処置をして参りたいというふうに考えております。今後は輸入方式の改善、グローバル制度の採用、あるいは一括発表であるとか、輸入組合の活用によりまして輸入態勢の整備、不急不要品を、どうしてもやむを得ず輸入しなくちゃならん場合には、これを超過利潤徴収の法的措置によつて輸入の合理化をする。それから一般的に輸入手続の簡素化をやるという方向に力を尽していきたいと考えております。

それから次に特殊物資の問題でございますが、砂糖及び特殊物資の輸入につきましては、先般法案の提案理由で御説明申し上げました通り、今回はバナナその他の特定物資につつきましての法律案を提出したいと思つておられます。しかし砂糖につつきましては、大体今後は従来のような非常に不当に輸入量を制限するというところでなくて、國民生活にとつて必要欠くべからざる消費物資であるという点を考慮いたしまして、外貨の手持ちの許す範囲で、できるだけ輸入量を拡大するというところで、従つて超過利潤は発生しないという方向で輸入政策をやりたいというふうに考えますので、前國會に提案をいたしました砂糖に関する法案は、今國會は提案しないということに方針の決定を見な次第でございます。

それから次に海外投資の促進の問題でございますが、先ほど申し上げたと述べましたが、最近海外投資は、非常に増加の傾向を示して参りまして、六にございまして合併会社の設立は、昭和二十八年に九件、二十九年に八件、三十年に九件、これは四月から十二月まででございます。合計二十八億圓ばかりの金額になつております。技術援助は二十八年度十件、二十九年度二十三件、三十年度十九件、これを地域的に見ますと、合併会社は東南アジア年ふえて参つております。これを地域的に見ますと、合併会社は東南アジア地域が十一件、中南米が八件、台湾四件、インド、セイロン、ブラジル、アルゼンチン各二件という順序になつておりますが、最近特に中南米地域に對する投資の希望がふえてきたということ、注目すべき傾向であると思つております。しかしながら、これらの投資も、イギリスであるとか、アメリカとか西独等と比較いたしますれば非常に少ないのでありまして、従つて投資促進策をいたしまして、今後租税協定などを締結いたしまして、二重課税を防止して輸出入銀行の投資、金融ワックを増

大いたしますこと、融資条件の緩和並びに海外投資関係保険を創設するといふような点に今後力をいたしたいといふふうに考えます。従って海外投資保険制度につきまして、今回国会に御提案を申し上げた次第でございます。

で、輸出に対するいろいろの補助政策というのが、ことにガット、IMFでもそうありますが、日本が正式に加入いたしましたガットにおきましては、非常に嚴重に禁止されておりまして、どうしても輸出の伸張のために輸出保険が演ずる役割というのがあります。従って、輸出法の一部を改正いたしまして、一つは従来ありまするいわゆる輸出代金保険の対象を、貨物の輸出を伴わない技術の提供であるとか、あるいは海外建設事業の請負代金等にも拡大することが一つ、それからもう一つは、全く新しい保険といたしまして、ただいま申し上げました海外投資保険を新設するというにいたしたいと存じております。これは前に申しましたように、海外投資技術の海外進出を促進するために民間から強く要望されております。今後の推移に応じていきたいと思います。今度の推移はかつかつ、この海外投資保険の内容は提案理由の際に御説明申し上げましたが、海外投資をした者が、その元本であるところの株式または持分を奪われ、それから戦争、革命または内乱により被投資会社が解散し、または経営が一定期間不能となつて株式等を処分したということによつて受ける損失を填補するもので、一回の事故による填補率は五〇%、投資額を最高限度とし

て保険することにしたと考へております。

それからその次に為替制度の正常化の問題でございますが、これは主として大蔵省関係の仕事でございますが、通産省にも非常に重要な関係を持っております。一つは為替管理の問題としてLUA、これは註にも書いてございまして、日本側の銀行の外貨支払いを保証するために大蔵大臣が外銀に差入れれます保証状であります。この差入問題が起つて参ります。さしあたり六カ月以上のものにつきましてこの差入をいたしたのであります。今後全面的に廃止するという問題が起つております。全面的に廃止する場合には、外国為替銀行の實力のある銀行に実質的に限定されるという問題につきまして、通産省といたしましてこの点につきまして慎重に検討中でございます。

それからその次に商社の機能を強化するという意味から、商社の外貨保有制度というのが最近実施されました。これは貿易商社の海外活動を促進するために必要なもので、二月以降有力商社二十社につきまして、為替銀行から外貨資金を買い入れまして、これを海外支店等の運転資金として使用することを認めたいわけでございまして、これによりまして本制度の活発な利用が期待されるわけでございまして、これに引き続きまして、今後できますればさらにこの商社機能を強化する意味におきまして、本支店間の交互計算勘定制度、さらには、本支店間の為替持高集中制度の二つを認めれば、初めて商社の海外活動というものが戦前並みになるわけでございまして、このうち交互計算勘定制度

だけにつきましては、若干の制限を設けて、できるだけ早い機会に実施するということにつきまして、ただいま大蔵省と意見の一致を見っております。ただ輸出為替の集中を免除するいわゆる持高集中制度の適用につきましては、まだ相当大きな問題があるもので、今後とも第二段の処置として大蔵省とも折衝を続けたいと考へております。

次に、簡単に貿易金融の動向を申し上げます。最近御承知のように市中金融が緩和して参りました。実質的に金利は大幅に低落しておるわけでございまして、こういうような状況にかんがみまして輸出前貸手形の優遇措置に起つておるようでありまして、しかし、通産省といたしましては、輸出促進の立場からいたしまして、ことに下つたといひながら、また国際金利に比べれば、まだずつと高いわけでございまして、当分の間優遇措置は存置をいたしたいといふふうに考へております。

それからブランド類の輸出金融を担当しております輸出銀行につきましては、船舶を中心とするブランド輸出が非常に好調で、この貸し出しは急増いたしました。かような情勢に対応いたしました。三十一年度の資金量は前年度の実行計画であるところの四百七十億円を約八十億円上回ります。四百四十八億円、そのうち二百四十億円が新規財政投融資からまかなうわけでございまして、五百四十八億円を予定いたしております。しかしながら各国の輸出競争は激化の一途をたどると考へられますので、わが國産業の國際競争力強化のため、輸出入銀行の所要資金の確保をさらに十分にします。それから

業務運営の改善、合理化につきましては、今後とも努力をいたして参りたいと思ひます。さしあたりこの融資の協調比率につきましては、現在の資金量では七対三というのが輸出入銀行ありの希望でございますが、できるだけ通産省といたしましては、特に重要な品種につきましては八対二を確保するように、今後とも大蔵省と折衝をして参りたいといふふうに考へております。

最後の貿易振興予算につきまして簡単に申し上げます。三十一年度の国会に対する要求は十億七千九百万円になっております。これは前年度に對しまして約一億五千二百万円が増加でございますが、このうち五千万円が項目整理によるもので、従来工業試験所あたりについておつた輸出関係を中心らにつけたという関係でございます。が、実際にふえましたのはここにございまして、大体におきまして昨年度は横ばいという数字になっております。が、本年度の数字といたしまして特に特記すべきものとしては、今の農水産物関係のほかに、機械見本船の東南アジアへの派遣補助、パキスタンにおける電気機械サービスセンター設置補助、意匠改善費、特産品対米輸出振興費というような項目があげられると存じます。

以上簡単にございしましたが、概略御説明を終ります。  
○委員長(三輪貞治君) 輸出保険法の一部を改正する法律案について、質疑のある方は順次御発言をお願いします。  
○白川一雄君 局長は最近南米の方へ行かれたそうですが、ブラジルなどでは、日本が計画したものにほとんど外

國が進出して、このまま放置しておくと、將來日本のブラジルに対する輸出はだんだん減退をたどるだらうといふことを、新聞でも、また講演でも聞くのですが、御視察の御感想をちょっと承わらしていただきたい。

○政府委員(板垣修君) ブラジルにおきましてはアルゼンチンにおきまして先ほど申し上げましたようにアルゼンチンにつきましては、昨年は非常に伸びたわけでございまして、貸越債権ができてしまつて、従来のように十分出せるかどうかという問題が起つておるのであります。ばやばやしてお参りますと、もちろん各國がその機に乗じて進出してくるという問題がある。ブラジルにつきましても、あそこでは為替制度として為替競争をやつてお参りますので、日本なら日本、フランスならフランスは、その國が買った量しか対日輸出為替は競売に付せられない。従つてブラジルに対する日本の輸出は、日本がどれくらいブラジルから物を買ひ得るかによつて参ります。一時は非常に落ちて、昨年ごろは週十五万ドルから二十万ドルまで落ちたのであります。最近はやや回復して、対日輸出為替、向うから言へば輸入為替ですが、競売が週百万ドルくらいになっております。今後日本がブラジルへの輸出を維持、さらに拡大しますためには、どうしても、多少割高であつても、ブラジルから物の買付を増進していくことが絶対に必要であると存じます。ドイツであるとか、ことにドイツがおもてありますが、日本よりは非常によけいに出しておるといふような状況は確かに見られます。それからもう一

つ、先ほども申し上げましたように、ブラジルとかアルゼンチンとかいう国は距離が非常に遠いので、この距離を克服する手段としても、貿易と並んで投資を促進することが非常に大事なこと、アルゼンチンにつきましても、新政府は今後従来よりは工業化計画をスロー・ダウンはしても、どうしてもやらなければならない工業計画は相当あります、電力にいたしましても、交通網につきましても、それからブラジルにつきましてもやはり投資活動が盛んで、だいたい鉄鋼所の建設、造船所の建設について、各国に対してオッファーを出しているようでありまして、もし日本に実力があれば、こういう方面に投資として日本が出ていくことになれば、非常に向うに対する地盤を確保する上において有効ではないかという印象を深く受けて帰って参りました。

○白川一雄君 南米の方は御承知の通り移民の問題とも関連してあることとありますが、聞くところによると、最近では農業移民というのほとんど希望が持てない。工業移民でなければいかぬということを知っていますか、やはりこれに並行していくのはプランと人とが一体になった投資をしていかなければ実現しないのではないかと。今少し景気がよくなって参ったものでありますから、とかく事業家方面は国内のよさのために、海外に行くことに積極的でないというような声を聞き、反面国策としてドイツその他の国は非常に積極的にやりますので、いろいろな事業、日本自体が研究し調査もしたようなものもほとんど外国に取られていってあるということを知っていますか、日

本の国としてもほんどうに移民の問題等を解決する一つの方法としても、積極的に海外投資というものが国策として実現しなければならぬのではないかと。だるうかというところの事情を聞くにつけても、一種の焦慮を感じるような気持ちもするのでございますが、局長の御観察の上では、日本が工業で進出するとすれば、どういふ方面が適当であるかという御観察になつたか、できますれば、承りたいと思つております。

○政府委員(板垣修君) まことに御説の通りでございますが、私も向うで短日月でございまして、一応アルゼンチンとブラジルの様子は現地の大使からも意見を聞いて参つたのであります。ただいまお話しした農業移民はもうございまして、ブラジルなどにつきましては、農業移民の余地は相当あると存じます。しかしながら、その他の南米地域につきましては、農業移民の余地はあまりないし、人を消化するといふ意味におきましては、農業移民の方が工業移民よりも効果があるわけでありまして、これがものになるまでには、一代ではだめで、二代三代かかるということになります。ことに相当多量に農業まで移民を消化するということがなれますれば、やはり向うの政府で計画移民として施設してもらわなければならぬ、それだけの労を向うがとってくれるかどうかという問題がございまして、やはり私といたしましては、工業移民の方に向けなければならぬという印象を受けて帰つて参つたのであります。その対象となる業種につきましては、現在すでに同国政府が計画してあるいろいろな業種があるわけでありまして、ことにアルゼ

ンチンにおきましては、今一番力を入れておるのは、交通部門と電力部門と石油開発、鉄鋼でございますが、そのうちやはり私は、資金的な面は別といたしまして、日本としてこれに参加し得るものはやはり鉄鋼部門、それから交通部門、それから電力、こういうものは十分に参加し得ると思つて、それからブラジルにおきましても、今サンパウロの近くにパウリスタ製鉄所の計画がございまして、これにつきましては現在、安東大使が非常に御熱心であり、向うの田村連邦代議士が非常に熱心に動いておられるわけでありまして、金額も六千万ドルという大きな金額になりますので、日本の今の製鉄業界といたしまして、あるいは機械メーカーといたしまして、まだやろうと踏み切るまでには至っておりませんが、もしそういうものに参加できるといたしますれば、非常に大きなものになるわけでありまして。

もう一つの業種としては造船部門、これはアルゼンチンにも三菱がベロン政権時代に実は話があつたわけでありまして、政変になりましたが、政変になりましたが、アルゼンチンに造船部門、ブラジルにも造船所設置計画がありまして、こういうようなものがございまして、これを土台といたしまして、日本の経済進出というものの非常な根拠がございまして、これに関連して、日本の輸出も伸びるというふうな気がいたします。

○白川一雄君 それに関連してお尋ねしたいのですが、交通のこととございまして、ブラジルが日本との定期航空を承認いたしましたので、三月に一回くらいは往復しないといふので、そんなものは交通でないとい

じゃないかということに向うから批判されておるものであります。実際、移民の上からいきましたら、船で送るよりも飛行機でほとんど往復する方が、量的にも質的にも経費の上にも非常に有利だということを論議されておるのでございますが、貿易にも当然交通というものは関係があると思つて、南米と日本との航空路というものを、もう少し盛んに必要があるように感じておるのですが、その点、局長の御感想を承りたいと思つております。

○政府委員(板垣修君) 航空のことはまあ私の所管外でございますが、今のお話しの点は現地で私聞きまして、まだ航空協定は認可までは向うは至っていないようでございますが、大体現地の大使の話なんかでは、近いうちに航空協定は妥結し得る見込みがあるというところでございます。そうなりますれば、日本航空が直接南米に飛べるわけでありまして、今の日航の計画では、聞くところによると、今お話しのように、三月に一べんという程度でございますけれども、これじゃ全く定期航空路の名をなさない、この点も私、日本に帰りまして非公式に話しましたが、三月に一べんということで、定期航空路でなく、試験飛行で始めておるものであります。少くとも二週間に一回とか、一週間に一回くらいに、これをぜひ一つ早い機会に増す必要があるのではないかと、これを、私は個人的に日航の幹部に申し上げておるのでございまして、今のお話のように、やはり航空を盛んにいたしまして、移民を運ぶのも、やはり航空機を大いに利用するということにつきましまして、私も全く同意でございます。

○海野三朗君 少しのがはずれておるかもしれませぬけれども、今、白川委員から質問がありました移民の問題ですが、ブラジルあたり、あるいはアマゾン流域に渡つていった農民としまして、一本の木を切るにも十分な農具もないといふので、今日ただ送り出してばかりいたつて、そこにある機械力をうしるから、後続部隊がないので非常に向うの移民が困つておるという情報をこの間聞いたのです。たとえば、この大森林を開拓する許可をもらつても、その大森林をやるにも大きなこざりもない。小さなおのじやなかなかやつていけない。すなわち機械力が後続部隊として続いてこないような報告を聞いて、向うに渡つた農民が、半とくらは何とか食うていくのだが、一年くらいたつと、立つていけない。そういう連中が今度は都会の方に押し寄せてくるというので、かえつてこちらから行つた農民の将来については、向うの土地の人から反対の氣勢が起つてあるという話を私は最近読んだのであります。そういう点については、あなたは各国を回つてこられたのであります。機械工業があとからついていかぬか、その移民についての御感想を、機械工業があとからついていかぬか、あるいは農民にしてみても、ただ、すき、くわとつてやるのではいけない。そういうものがあとからついていかぬか、そういう方面の方は観察していらつしやうなかつたのですか。御所見はどうでしょうか。

○政府委員(板垣修君) そういう方面につきましましては、実はブラジルは二、

三、先ほども申し上げましたように、ブラジルとかアルゼンチンとかいう国は距離が非常に遠いので、この距離を克服する手段としても、貿易と並んで投資を促進することが非常に大事なこと、アルゼンチンにつきましても、新政府は今後従来よりは工業化計画をスロー・ダウンはしても、どうしてもやらなければならない工業計画は相当あります、電力にいたしましても、交通網につきましても、それからブラジルにつきましてもやはり投資活動が盛んで、だいたい鉄鋼所の建設、造船所の建設について、各国に対してオッファーを出しているようでありまして、もし日本に実力があれば、こういう方面に投資として日本が出ていくことになれば、非常に向うに対する地盤を確保する上において有効ではないかという印象を深く受けて帰って参りました。

三日しかおりませんので、ほんとうのまた聞き程度であります。今お話し、せつかく農業移民をやっても、機械力が十分足らなかったという事は想像できることとあります。私の承知しておるところでは、ごく簡単な機械類というものは、移民を送り出す際にいろいろ融資したり何かしてめんどうを見ておるようでありまして、ことに移植の場所いかによりますが、ことにアマゾン奥地に入るといふようなところにつきましては、相当大規模な機械などをつけてやるということが必要であると考えます。御承知のようにこの間行つて感じましたのは、何と

いっても向うの技術程度が一般的に低いわけでありますから、簡単な機械類もなかなか手に入らない。技術を身につけた現地人もないわけでありまして、そういう意味からいいますと、確かに日本の農業移民に対してそういう機械もつけてやると同時に、やはり一定程度の技術、簡単な技術でも身につけたものが向うに入ってくるということになりますれば、日本の農業移民も、もっと成功し、伸びるのじゃないかという感じを持って帰つたわけでございます。

○海野三朗君 ちよつと伺いますが、やはりそういうことは、これは管轄はどの方になるのですか、農林省ですか、外務省ですか。

○政府委員(板垣修君) 現在、移民政策の全般的な問題といたしましては、外務省でやっております。特に最近、外務省に移住局ができましたので、この局が総括的にやっております。移住株式会社というものができまして、これが現地にいきまする農民な

り、あるいは農業なり、工業の企業に対する融資をやるということになっております。

○海野三朗君 ただいまの話はまあわかりました。続いて輸出入のことにつきまして伺いたいのですが、先ほどの繊維などに關係しておることでありまして、日本は非常に評判が悪いというふうなのは、つまり粗製乱造であるから評判が悪いのですか。大量を出されるから向うの業者が困る、それだから日本の輸出を制限しようとするのであります。一体どうなんでしょうか。安物品物であれば一向差しつかえないように思つておるのですが、どうですか。

○政府委員(板垣修君) 御承知のように昔は確かに粗製乱造、悪かろう安かろうといふことでありましたが、最近では、少くとも二、三年の動向を見ておりますと、日本品が粗製である、物が悪いという非難はほとんど姿を消しているのじゃないかというように存じます。最近アメリカ、カナダで問題になっております綿製品などの問題につきましては、安物品から多量に出過ぎるというところに問題があるわけでございます。

○海野三朗君 そういたしますと、実際からいえばまあ自由なわけでありまして、いい品を安くしていくということとは、まあ自然の現象なわけなんでしょうか、それを向うの評判が悪いから、これをセーブしようといふように考えるのが、この臨時措置法案ではないかと思つておるのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) まことに御説の通りでありまして日本側といたしましても、比較的安くていい物が出るの

に何が悪い、ことにアメリカの消費者から見れば、これくらいいいことはないじゃないかという考えを持っておりまして、その線ではたしか昨年あたりから向うでも競争運動をいたしております、アメリカの識者もまあそういうふうな考えに賛成されておるのであります。しかし遺憾ながら向うの消費者の声というものが強く出ても表に出ない。反対運動だけが強く出て、向うの議會などを動かしまして、制限法案なども出ます。向うの政府ももちろん日本側の言ひ分は十分わかっているわけでありまして、国会にもさしあたり手が出ないといふようなことで、お互い

に何とかこれを阻止する方法はないかといふことで、今までいろいろと対策を練つておつたわけでございます。日本側といたしましては何と申しましては、制限法案が通つてしまえば、これはもう終りでございますので、何とかしてこれを阻止する方法が必要ではないか。そのためにはやはり多少われわれといたしましては、現在理屈に合わないと思つても、一昨年に比べましてあまりに伸びがはなはだしいことは事実でございますので、この際一時輸出を自主的に調整をして、向う側の業界の反対運動をながめて、結局、長

期的に見た対米輸出を確保した方が全体的に得ではないかという、こういう判断に基いて、今回まあ業界も自主的に規制するということになったのが実情でございます。

○海野三朗君 ほんとうから申しますと、日本という国がこの小さい島國に九千万の人が食つていかなければならぬのでありますから、みな血眼になつて勉強しておることでありまして、そういう点から考えて、この臨時措置法案といふようなものを出さうということ自体が、どうも間違つておるのではないかと私は思つておるのですが、たゞ、外國からそういうふうな騒がれると困るから、それを減らすといふのも一理があるように思つても、そういうふうな措置をとるといふこと自体が、一体間違つておるのではないですか。それを一つちよつとあなたの御所見を承わりたい。

○政府委員(板垣修君) その点が間違つておるかどうかはわからないわけでありまして、アメリカの中でも、私今度ニューヨークに寄りました、何も日本はそんな弱い態度をとる必要はないといふことを言つておる人もあります。それに対して日本は全然そういう措置はとつておらない。日本としてはいい物を安く売つておるのだから、アメリカの民衆の利益になつておるのだからといふことで、放つておきました。もし議會で制限法案が通つてしまつたら困る。今の自主的措置をとつた法案が通るか通らぬか、これはまだわからないわけでありまして、日本側といたしましては、やはり万全の措置をとつて、少くとも日本にとつては努力し得る最善の努力をしたということにならば、これ以上今後アメリカの政府の行動を、ここでそんなくするとはできませんけれども、何らかやばりそういうものを阻止する根拠はアメリカ政府に出てるのではないかと、いふふう

に考えるわけでありまして、

○海野三朗君 そういたしますと、そういうふうな法案がアメリカの国会にもうすで提出されておるのであります

すか。商務官の人たちからの報告もあなたの方に届いておるかと思つたのですが、何かそれらに類似した法案が、今アメリカの国会に出されておりますか。

○政府委員(板垣修君) 現在すでに出されまして審議をされんとしておる状況なのでございます。ただ問題は、まあいろいろな形の法案ができておる。全般的に輸出商品輸入制限するといふ法案、あるいは綿製品を輸入制限せんとする法案、あるいはマグロの關係の法案、いろいろなのがある。さん出ておりました。それが結局六月までにはどういふ形になつて實際の審議に移るかどうか、私はまだわかりませんが、ただ今の綿製品に關する限りにおきましては現在出されておるものが、これですと、やはり日本側の自主的規制の効果なども一部現われた点もあり、アメリカ政府などの努力もあり、だいぶその辺の氣勢はそがれておるといふ点を聞いております。

○海野三朗君 今日本ではどういふふうな臨時措置法案が国会に出されておるといふようなことは、向うの国会に響いておりますか、どうなんでしょうか。向うの国会にも響いておるのですか。向うにもいろいろな党派がございまして、向うが、向うで、つまり日本からの繊維物を規制しようといふような法案が出ておるとすれば、やはり日本でもこれをやつておるといふような情報を向うに提供しておるのですか、どうなんでしょうか。この出先、いわゆる出先の商務官としてはどういふことになつておるのですか。

○政府委員(板垣修君) この点は十分響いておるわけでございます。もうすでにアメリカの議會が開かれる前か

ら、日本側といたしましてはいろいろとそういう宣伝等もやっておりますし、それから日本のアメリカ駐在の大使がまあ正式に國務省に申し入れておりました、この点につきましてはアメリカ政府といたしましては日本政府の見解に全然同意で、有名なダレス長官からスミス議員にあてた書簡などもございまして、この中にはアメリカ政府といたしましては、日本の綿製品その他を制限するという事は、当を得ていないと考へておるといふような正式の政府としての声明もすであるわけでございます。

それからその後日本側がとりました綿製品の自主的規制措置というふうなものも、十分向うの議会にも響いておるわけでございますが、一方制限をせんとする議員たちがこれを聞くかどうかは、まだ私たちにわからないわけでございます。

○海野三朗君 それでは向うの国会でこれが通過しそうですね、どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) それは全然わからないわけでございます。それで最近までの情勢では、やはり樂觀を許さないといふことでもございまして、私ただいま申し上げたように従来綿製品業者、それから棉花業者とが共同しておりましたのが、最近では棉花業者あたりは多少消極的になつたといふような情報もございました。多少形勢がそがれつつあるのじゃないかといふのが、これは先ほど申し上げた通りでありまして、これが果して通るかどうかといふことは、六月までたたないともだわらないわけでございます。

○海野三朗君 私は続いてミシンのこと

とを伺いたいが、日本から輸出したところのミシンの輸出高、まだほんとうに向うに輸出されておるかどうかは知らないけれども、アメリカに行つて相対のミシンの台数が売れないでストックになつていふという情報も聞いています。どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 私もそういう調査を聞いておりました、最近御承知のようにミシンにつきましては日本といたしましては、今、数量は忘れませんが、輸出数量の規制をやつて参つておりますが、やはりその数量も多少荷もたれ気味であつて、ニューヨークでは売れないでストックがあるといふ状況でございます。従つて一度きめた数量も実施においては、その範囲内でせよばめて輸出数量を規制しておる状態でありまして、アメリカでは、ニューヨークではミシンの方は多少売れ行き不振でストックが出ておるといふ状況であります。

○海野三朗君 それは品が悪いということでは売れ行きが悪いのですか。どうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 私も詳しくは存じませんが、品が、悪いといふことではなくて、やはり今まで出過ぎたといふことではないかと思ひます。ことにアメリカのミシンはやはり相当部分がまた南米方面に出ておるので、そういう方面の輸出状況の反映もあるのじゃないかといふふうに考へます。

○海野三朗君 品物が安くてよければいいわけなんです、これを輸出するときに、いわゆる輸出組合を通してやるのでありまして、いいミシンも悪いミシンもどうもごっちゃにやつたような話を私は聞いておるのでし

て、一流のメーカーの話も私聞いたのでありますが、どうも通産省自身が輸出をしても差しかかえない、いい悪いといふことについてはあまり考へないしに、どのどおやりになつたように聞いておるので、その辺どうなんですか、それが一つ、それからシンガーとペインの提携でありまして、生産を制限しておるにもかかわらずシンガーとペインの提携によつて月五千台の増産をやるというふうな話も聞いておるのではありませんか、その辺はどうなんですか。国内の生産を規制しようといつておるときに、シンガーとペインの提携といふようなことでは、国内のミシン業者がこれは立っていないか。それで非常に困つておるといふ悲鳴を聞くのであります、そういう点については通産省はどういう考へを持つていらつしやるか。

○政府委員(板垣修君) 第一の輸出のミシンの種類の問題でございますが、これは御承知のように、何百といふような種類がございまして、通産省といつたにしても、輸出検査制度で許可しておるものは出さないわけでございますが、それ以上に、特に優良のものは通産省といたしましては輸出いたしてよい、その他はいかないといふことにはどうしてもいかにないわけでございます。そのために、チェック・フライス制度によりまして、一定の基準に合せてしかも一定の値段で出すものは認めざるを得ません。それから日本といたしまして、日本はブランドで出ている品物は、二に限りましておりまして、アメリカのバイヤーがヘッドで買つてアメリカのブランドで売つて

おるといふことでありまして、それまで通産省といたしましては輸出をどうんどん優良なものだけを出させるというわけには現状ではいかにないわけでございます。それからシンガーとペインの關係につきましては、私詳しいことは存じませんが、その点につきましては、まだ政府といたしましては、シンガーとペインの正式の技術提携といふものは認可いたしておりません。

○海野三朗君 今の外資導入というふうな形で、外貨の形でなしに無為替でもつて、外資導入してきつたところだ。それに対して通産省はどうだ。それに対しては何も制限とかそういうことはやることはできないのだといふような、至つてあまいな答弁をされた。また過日も通産大臣が何かそういうことに対しては至つてどう不明朗な返事をなさつたやうであります、国内の業者を救うためには、やはりある程度に出なければならぬといふ態度に出なければならぬのではないか、こういうふうに思ふので、ミシン業界も非常にショックを与えられておるわけでありまして、そういう点について、あなたはしばらくお留守であつたからわからないかもしれませんが、ざいぶん業界はごたごたしておるのです。そういう点はまだ十分お聞きになりませんか。

○政府委員(板垣修君) 私留守の間にも、もし新しい発展があつたとすれば、別でありまして、私出るときまでは、承知しておるところでは、今お話ししたシンガーミシンから機械を無為替で入れたいといふ申請があつたわけでは

ございますが、政府といたしましては、これは外資法による提携を前提としておられます關係上、今の国内のミシン業界に対する影響といふものを十分に勘案してきめなくてはならないかと存じます。ただ、この点につきましては、アメリカ側からも非常に強い要請がございまして、その点との関連も考慮しなくちゃならないと思ひますが、ただ、今の通産省の考へ方といたしましては、国内の業界に非常な大きな影響を与える外資導入なり、あるいはその類の提携といふことにつきましては慎重に決定しなくちゃならないと思ひます。

○海野三朗君 そうしますと、今六割しか作るなだとか、七割しか作るなとかいふ規制をしておられるやうであります、それに対するお見通しはどうなんでしょうか。現在生産を制限しておられる、そういうことに対してのお見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(板垣修君) 生産の方は私存じませんが、輸出の方の市場が現在の状況で多少弱含みであるといふことになりまして、やはりしばらくの間は現在の輸出数量規制手段は続けざるを得ないと思ひますが、これは今後どういふふうな海外の市場がなるか、この点につきましては私今ちょっと予備知識を持ち合せておりません。

○白川一雄君 先ほど貿易をだんだんFA制度からA制度に移していられるといふ御方針を承つたのですが、これは画一的に全部そういう方向に持つていかれるのでしょうか。それとも業種別にケース・バイ・ケースで





